砂糖製造業、配合飼料製造業、 (2) 生産地と施設との位置、距離、生産物の取扱量等を示す 製茶業、でん粉製造業、一般製材 図面および計画書 業、倉庫業、縄の製造業 5 農林業等活性化基盤施設である 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整 建築物 備の促進に関する法律第2条第3項第2号該当のもの - 例 - 地域特産物展示販売施設、 【図書】 農林業体験実習施設等 (1) 全体計画図 (2) 事業の概要を示す計画書等 6 中小企業の共同化、集団化事業 (1) 都道府県が国又は中小企業事業団と一体となって助成す るものであること。 用建築物等 (2) 原則はやはり市街化区域であり、やむを得ない場合に限 る。 【図書】 (1) 全体計画図 (2) 事業の概要を示す計画書等 既存工業施設に密接に関連する (1) 現に工業の用に供されている工業施設にかかわるもので 事業用建築物等 あること。 「密接な関連を有する」とは、原料、部品の依存、供給 関係が50%以上存すること。 【図書】 (1) 既存および当該申請工場に関する概要を示す計画書(業 種、業態、工程、原料、製品名等) (2) 両工場の作業工程および輸送等の関連性を示す書類 (3) 両工場の取引高とその比率を示す書類 (4) 地場産業の場合、周辺同種工場の状況を示す図面 火薬類の製造所、火薬庫である (1) 市街化区域において建築し、又は建設することが不適当 建築物等 なもの (2) 火薬類取締法第12条該当のもの 道路管理施設、休憩所又は給油 (1) 政令第29条の7に許可可能な用途が規定されている。 (2) 適切な位置に立地していること。 所等 - 例 - ガソリンスタンド、ドライ (3) 道路管理施設は、高速自動車道、国道等において、その ブイン (自動車の運転者の休憩の 道路の維持、修繕その他の管理を行うために道路管理者自 ための施設であり、宿泊施設は含 ら設置するもの まない。) ※運用基準P21~23を参照 10 地区計画又は集落地区整備計画 地区計画又は集落地区計画の区域(地区整備計画又は集落 地区整備計画が定められている区域に限る。) 内において、 の区域内の建築物等 当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する もの 【図書】 (1) 全体計画図 (2) 事業の概要を示す計画書等 建築物の用途は、自己の居住の用に供する一戸建ての専用 11 指定する土地の区域内の開発行 住宅か自己の居住および業務の用に供する一戸建ての兼用住 宅に限る。 ※運用基準P24を参照